

ウェルフェア イズ ラヴ💖

2025 年 6 月 19 日 号

最近の福祉におけるキニナル話題（福祉の旬トピ🌟）

6 月 4 日に、企業にカスタマーハラスメント対策を義務付ける、改正労働施策総合推進法が成立しましたね。

今後国が指針を示しカスタマーハラスメント対策の具体的な内容が示されるようですね。

なお、『福祉新聞』（6 月 17 日号）の報道によると、指針策定にあたっては障害者の意見を聞くよう政府に求める付帯決議が衆参両院で採択され、参議院においては「医療・介護分野を含む公務・公共現場ではサービスが途絶しないことに最大限の配慮をするよう」求める付帯決議も合わせて採択されたとのこと。

当事業所代表は、そもそもカスタマーハラスメント対策に良い印象を持っていませんが、この 2 つの付帯決議が採択されたことに関しては大きな前進と考えております。ただ…。「医療・介護分野を含む公務・公共現場」とあるけれど、当事業所のような「民間の相談支援の現場」は含まれるのかどうなのか…。とても気になるところです。相談支援は、医療や介護と違い、生命や健康に直接大きな影響を及ぼすことは通常は多くないかもしれないけれど、顧客の生活の質・人生の質には直結すると考えます。

カスタマーハラスメントをされる方はきっと、「労働者の就業環境を害したい」わけではなくて、その他大多数の顧客と同じように、意見や要望を伝えたいだけだと思うのです。ただ、様々な理由で、「社会通念上、許容される範囲」での伝え方を身に付けられていない。或いは真摯に耳を傾けてもらえなかったのかもしれない。サービス提供拒否という形で片づけるのではなく、そういった方々に向き合い対話することこそサービス業ではないかと思います。

💬 スタッフのヒトリゴト 💬

先日、私自身のマイナンバーカード更新手続きのため、久し振りに瓦町 FLAG に行ってきました。当事業所は訳あって、代表宅と事業所を兼ねているいわゆる「自宅兼事業所」なのですが、そ〜すると、代表自身の下肢障害も手伝って、訪問相談の依頼（未だ入ったことがない 😞）が入らなければ、ど〜しても出不精になってしまう…。私のような下肢障がい者は体力維持のためにも適度に出掛けた方が望ましいけれど、転倒等へのリスクや不安感から出不精になりがち。そうすると、体力と気持ちのハリが落ちて、益々出不精になるという悪循環。意識して、断ち切らなければ！ですね。何にせよ、手続きが無事済んで良かった。笑

LOVE のラブラブな実践

法制審議会で審議されていた、成年後見制度の改正ですが、必要性がなくなれば終了できる方向で、中間試案がまとめられたようです…。新聞報道によると、「中間試案では、無用な利用の継続を防ぐため、必要性がなくなれば終了できる仕組みを提示。利用開始時にはあらかじめ利用期間を設定しておくなどの案も盛り込み、利用期間に制限をかける方針を示した。利用開始時に後見人の権限の範囲について利用者本人の同意を得ることを要件とする案も打ち出した。」とのことですが…。

当事業所代表としては、『改悪』と感じます。これまでの成年後見制度の理念は、判断能力が障害された人に対してサポートする『人を付ける』こと。だからこそ、安心を得られたし後見人等も、被後見人等のことを十分に理解して必要な支援を行えたのだと思います。対処が必要な法契約上の課題が起こった時にだけ後見人等が就くようになれば、空白期間がそのまま信頼関係の空白期間、アセスメントの空白期間になってしまう。最悪の場合、その時々で担当する後見人等が変更になってしまうと、知的障害や発達障害のある方にとっては「人が代わる」こと自体が強いストレスになることも容易に想像出来ます。意思疎通が困難な最重度者の同意はどうやって得るのか。

そして、「絶えず報酬を払い続ける必要があることが利用抑制に繋がっている」という指摘は、雑な周知が原因だと思います。報酬の支払いが必要になるのは原則年に1回で、裁判所が本人の資産を判断した上で検討されることであり、自治体によっては報酬助成の制度がある自治体もあります。そもそも、後見人等が裁判所に報酬請求をして初めて発生するものです。そのあたりも含めた『詳細な』説明が必要と考えます。

県内の福祉イベント案内 他♪

6月30日まで、「香川県障害者芸術祭 2025～キラリ☆と光る芸術祭～」作品展の展示作品の募集が行われています。

「香川県内に在住、通学、通勤、入所、通所されている障害のある方で、文化・芸術活動に興味があり、普段から活動をされている方」であれば、応募可能なようです。

詳細は、香川県（障害福祉課）のWebサイトをご確認下さいませ。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/geizyutsu/sakuhintenboshu2025.html>

発行 社会福祉士相談所 LOVE

住所 〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

電話 090-7780-7565

メール you-19830818@outlook.jp

ホームページ <https://lovesocialworker.com/>

転載や拡散、配布大歓迎！！

来週号も乞うご期待♡